平成２２年（フ）第８３９号
神戸市中央区北長狭通６丁目４番11号湊マンション305号、従前の住所兵庫県明石市魚住町清水2670番地の７
債務者　中村　和弘
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４１号
神戸市灘区友田町３丁目１番１号
債務者　荒木創育セミナーこと　荒木　直人
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５０号
神戸市須磨区妙法寺字上野路1061番地の16、従前の住所兵庫県西宮市石在町４番７号
債務者　井上　菜月（旧姓稲盛）
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６２号
神戸市垂水区東垂水３丁目14番１―608号
債務者　井上八重子
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８９号
神戸市東灘区本庄町３丁目４番25―203号、従前の住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1451号
債務者　小松　一紀
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３６号
兵庫県川西市南花屋敷２丁目２番11号６
債務者　嶋　　悦子（旧姓新家）
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２６６号
兵庫県宝塚市仁川北２丁目５番１―701号
債務者　田中　康子
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２７８号
兵庫県伊丹市安堂寺町４丁目177番地
債務者　松永　敬子
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２８３号
兵庫県伊丹市池尻６丁目237番地　北池尻団地１―129号
債務者　大平　正昭
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２８４号
兵庫県伊丹市東野４丁目20番地
債務者　山之内和子
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２９６号
兵庫県宝塚市伊子志４丁目７番35―509号、前住所兵庫県宝塚市小浜３丁目３番８―501号
債務者　徳永　優吉
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３１１号
兵庫県伊丹市野間４丁目５番26―405号
債務者　宮岡　信宏
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４５６号
兵庫県尼崎市塚口町３丁目７番地の５、前住所兵庫県尼崎市東桜木町19番地　藏本ミツコ方
債務者　前田　啓子
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５７５号
兵庫県尼崎市西長洲町３丁目２番46―1304号
債務者　森　　知美
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８号
兵庫県宍粟市山崎町与位66番地55
債務者　中坪　絢子
１　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第４０号
兵庫県宍粟市山崎町清野251番地
債務者　三木　光行
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第４５号
兵庫県宍粟市山崎町春安325番地
債務者　春本　妙子
１　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所龍野支部